

令和 8 年 度

管 渠 内 調 査 業 務 委 託 仕 様 書

(令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

環 境 下 水 道 部 下 水 道 課

管 渠 内 調 査 業 務 委 託 仕 様 書

1. 業務目的

- ・ 主な目的（陥没事故の未然防止・陥没後の効率的な現場対応）
道路のたるみなど陥没の発生する恐れのある箇所、また実際に陥没が発生した箇所についても、早急に管渠内調査を実施し、破損箇所の有無の確認、また破損箇所等を確認した場合については、調査結果から破損状況に応じた補修工事を、効率的に的確に実施できるようにするものである。
破損状態など管渠内部の状況を掘削作業を行わず把握できることで、効率的に補修工事等の現場対応が可能となる。
- ・ その他の目的
下水の詰り・悪臭等の苦情の原因を特定するため。
下水道管渠の不明管調査など

2. 適用

本仕様書は「管渠内調査業務委託」に適用する。
本仕様書に定めのない事項については、本市監督職員（以下「監督職員」という）と協議により決定するものとする。

3. 委託業務場所および業務数量

- ・ 委託業務場所：守口市内一円
- ・ 業務予定数量

管渠内調査（TVカメラ）φ150・200mm 取付・連絡管	6 5 箇所
管渠内調査（TVカメラ）φ250～700mm 本管	5 1 箇所
管渠内調査（目視）φ800mm 以上本管	9 0 0 m
マンホール調査（目視）	2 8 箇所

ただし業務予定数量について、本市は委託義務を負わないものとする。

4. 委託業務期間

本業務委託期間は、令和8年5月1日から令和9年3月31日までとする。

5. 関係法規等の遵守

受注者は、業務を実施するに当たり、清掃に関する法律、建設業法、労働基準法、騒音規制法、下水道法、道路法、道路交通法、市街地土木工事公衆災害防止対策要綱、その他関係法規を遵守しなければならない。

6. 緊急対応

本業務の中で道路陥没に関連する業務等、緊急を要する調査については至急対応できる体制を整えておくこと。

7. 業務実施に関する留意事項

本業務のうち取付管・連絡管調査については、1箇所当りの業務発注となるが、調査箇所の取付管・連絡管が連続性のある箇所については、1現場当り1箇所として計上することを原則とする。

また、本管調査（TVカメラ）については1～2スパンを1箇所として計上することを原則とする。

その他、発注数量については業務の難易度等により、その都度協議する決定するものとする。

8. 契約関係提出書類

(1) 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、監督職員の承諾を受けたうえ、業務に着手すること。

- ① 現場代理人及び主任技術者届
- ② 業務計画書
- ③ 現場組織表（職務分担表、緊急連絡体制表）
- ④ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了書の写しを添付のこと）
- ⑤ 産業洗浄技能者届（産業洗浄技能講習修了書の写し添付）
- ⑥ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管渠内と地上との連絡方法等）

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。

9. 現場体制

(1) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせなければならない。

(2) 本業務の積算には交通誘導員を計上している。

実施にあたり、安全確保のため必要な交通誘導員を配置しなければならない。

（原則1名～2名）

また、現場条件等により増員の必要がある場合はそれに従うものとするが、委託料の変更は行わない。

(3) 受注者は適正な業務の遂行を図るために十分な数の作業員を配置すること。

10. 有資格者の配置

(1) 管路内作業を行うときは、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の作業に従事させること。

(2) 高圧洗浄車の操作については、産業洗浄技能士を配置し、所定の作業に従事させること。

11. 洗浄水

(1) 本業務に使用する洗浄水は、本市が支給するものとし、取水場所は守口市南寺方東通1丁目所在の守口市終末処理場内とする。

(2) 受注者の都合により水道水を使用することは妨げない。ただし、費用については受注者の負担とする。

1 2. 作業時の確認

市は随時に、作業の確認を実施することができる。その場合受注者は必ず立ち会わなければならない。

1 3. 住民等との協調

- (1) 受注者は業務に関して市民から苦情等を受けた場合は、遅滞なく監督職員に申し出て、その指示を受け誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (2) 受注者は業務の実施にあたり作業車等を配置する場合、作業前に地元住民の理解と協力を求めなければならない。

1 4. 事故報告

受注者は、本業務の実施にあたり、下水道施設等を損傷し又は第三者に損害を与えるなどの事故を起こした時は、ただちに監督職員に報告しその指示を受けるとともに、受注者の責任において現状に復旧すること。

1 5. 安全管理

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること
- (4) 事故防止を図るため、安全管理については作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。
- (5) 現場の作業環境は常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (6) マンホール、管渠、暗渠に出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具を常設すること。
- (7) 酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し監督職員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (8) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ誘導員を配置すること。
- (9) 作業中は常時現場周辺の居住者及び通行人の安全に配慮するとともに、交通等の円滑な処理に努めるなど、現場の保安対策を十分講ずること。
- (10) 局地的な大雨に対する安全対策等について

雨水の流入する下水道管渠内等では、局地的な大雨により急激な水量の増加、水位の上昇により思わぬ事故を招く恐れがあることから、作業の安全確保のための対策を図ること。請負者は対象となる作業箇所がある場合は、現場作業員への周知徹底を図ることとする。

「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」参照

16. 報告書の提出について

調査結果の報告書については、調査業務終了後すみやかに提出するものとするが、緊急性があり監督職員が求める場合は速報版として業務完了後ただちに監督職員に結果を報告するものとする。

17. 各業務の積算について

本業務の積算については、各業務種別毎に積算し、各業務の単価を算出したものである。積算における予定数量については、令和8年4月1日～令和9年3月31日にて積算するものとする。

18. 疑義の決定

本仕様書に関して疑義が生じたとき、また本仕様書に定めのない事項について協議を必要とする場合は、速やかに監督職員に報告し、双方が協議のうえ定めるものとする。